



'84

12月号

No. 179号

しかべ



しかべ幼稚園おゆうぎかい

しかべ幼稚園おゆうぎ会は、12月4日、同園
の多目的室において行われました。会場は、お
父さんお母さん方がかわいい演技に大きな拍
手を贈っていました。

昭和五十九年度

鹿部町文化祭

町制施行記念

Ⅱ 去りゆく秋を惜しみながら

文化の香りを満喫Ⅱ

昭和五十九年度町制施行記念鹿部町文化祭が、十一月三日の文化の日に中央公民館において行われました。

今年のテーマは、「ふるさとを創る手づくりの文化」で、会場の中央公民館には、写真、やさしい手芸、いけ花、絵画、園芸等の力作が展示され、大ホールでは、「さくらんぼサークル」による紙しば

いや、江差の餅つきばやし、民謡愛好会による民謡、藤間会による日舞、カラオケ愛好会による唄等の芸能発表が行われました。

また、記念切手の販売や、農田社中による茶席も開かれ、訪れた方々は、チョッピリ茶の湯の気分を味わい、去りゆく秋を惜しみながら文化の香りに浸っていました。

江差餅つきばやし



写真コーナー



園工作品

いけ花作品



書道作品



茶の湯



昭和59年度

教育委員会表彰

五人・二団体が表彰される

鹿部町社会体育表彰
鹿部町青少年活動表彰

昭和五十九年度鹿部町教育委員会表彰式が、十一月二十一日中央公民館において行われました。

この表彰は、昭和五十年から毎年行われており、当町における体育の発展、興隆に寄与し、その功績顕著な方に贈られる鹿部町社会体育表彰と、鹿部町の青少年活動に顕著な功績のあった方、又は、他の青少年活動の模範となる行いをした方に贈られる鹿部町青少年活動表彰があります。

◎鹿部町青少年活動表彰

○青少年健全育成特別功労賞

川村青至 殿

昭和五十二年野球スポーツ少年団後援会発足のための努力し、その後も会長として会の育成と指導の強化に尽力されました。

◎鹿部町社会体育表彰

○選手賞(団体)

野球スポーツ少年団

鹿部クラブアース 殿

昭和五十九年度第二回北海道青少年軟式野球選手権大会に出場(渡島地区大会準優勝)し、全道第三位の成果を収められました。

○選手賞(個人)

五十嵐 征治 殿

昭和五十九年度全道身障者スポーツ大会で立ち幅とびとソフトボール投げで優勝、第二十回全国身障者スポーツ大会に出場し、同一種目に優勝されました。

○選手賞(個人)

平 館 初太郎 殿

昭和五十九年度全道身障者スポーツ大会に出場し、やり投げで優勝、障害急歩で優秀な成績をおさめられました。

◎鹿部町学校教育関係表彰

○功績賞

鹿部中学校野球部 殿

昭和五十九年度中体連道島大会及び渡島支庁大会において優勝、また全道大会に出場し準優勝されました。

○指導者賞

川村 茂 殿

職場の野球部員として水年活躍、この間、主将、監督として力量を発揮、また地域の野球愛好者のクラブを設立し永年監督として当町の野球盛衰に尽力されました。



○功績賞

鹿部中学校吹奏楽部 殿

昭和五十九年度函館地区吹奏楽コンクール中学校の部において金賞、また全道大会に出場し金賞を受賞されました。

○功績賞

米本 美穂子 殿

昭和五十九年度全国漁連主催全国海の子作文コンクール全道審査において最優秀賞、また全国審査においても最優秀賞を受賞されました。



冬の暴力追放運動中(59/12/1~60/1/14)

- 明るい年末・年始を迎えるため暴力追放運動が展開されています。ひとりひとりの協力で暴力のない環境づくりにつとめましょう。
- 地域環境の浄化をはかって少年非行の防止につとめましょう。
- 少年の非行を見たり聞いたりしたときは関係者に連絡するなどして非行を繰り返さないようにしましょう。

みんなそろって明るいお正月を

「歳末たすけあい運動」にご協力を!



鹿部今昔

-11-

奴っ子振り伝統史

Ⅱ 奴っ子振りは

どうして伝わったかⅡ

現在、当町で行われている奴っ子振りは、「赤坂奴っ子道中振り」(大名行列)といわれ、安政末期に南茅部町白尻(当時茅部地白尻村)に伝わり、その後昭和二十三年に当町に伝わったもので、今では鹿部だけに残っている。

そもそも大名行列は、幕府交代の制度(一六五三年)によって始められたものである。大名行列とは、將軍や大名などが公式の外出や旅をする時には多数の家来を従えて行列をつくり往き来した。又、当時の庶民は、この大名行列に出会った際は土下座といって地面に手をつき行列をお迎えしたものとされている。

現在は、もちろんこの様な事はありませんが、お祭りの時など祭列を先導する等して郷土芸能として残っている。

また、奴っ子の振り方は、その土地、その土地によって特色を生かして振られているようで、それぞれ振り方も異なっている。

安政末期に鹿部藤右エ門という青年が、南部八戸より茅部白尻村(現在の南茅部町白尻)に移住してきたが、当時の白尻村は人口も少なく、また郷土芸能らしいものもなかった。

そこで藤右エ門青年は、白尻の住民に自分の知っている奴っ子振りを伝え広めようとしたのであるが、住民の協力を得ることができなかった。

しかし藤右エ門は、自分の子の清松に「南部八戸の赤坂奴っ子振り」を教えたのであった。清松青年も父藤右エ門の意志を汲み、一生懸命に習得し、白尻の若者にも広めようとするが実現する事は出来なかった。

清松は、自分の息子の清治にこれを教えた。



大正末期に清治が同村内に住む杉田秀雄青年に教えると共に村内の人々にも教えた。

その後、杉田青年は、白尻村から鹿部村に移り住んだ。特に昭和十年であった。

昭和二十三年、杉田秀雄氏が大若青年団(当時団長松沢功氏)に教えたところ、鹿部では早速受け入れられたのであった。

前述のように何代も前の藤右エ門が懸命に普及に努力しながら、思うように広める事ができなかったにも関わらず、継承した杉田氏によって鹿部村に伝えられるや直ちに実現されたのもそれだけの地域差や環境のちがいがあつたにしても面白いことである。

杉田氏の指導を受けたのは主に大若青年団の青年達であった。しかし、指導を受けたといっても、何もかも初めての事であり、練習一つをするにしても非常に苦勞をしたものであった。

その年に初めて鹿部稲荷神社の祭典行事として村民の前に紹介されたのである。その後は、鹿部神社の祭典には必ず奴っ子が振られるようになった。

初めて鹿部稲荷神社の祭典に参加することとなった時、まず道具作りから始めたのであった。

松沢功青年を先頭に、山に行つて立木を切り、ベンキを造り、紙をはって約三十名の団員が杉田氏

の指導の下で約一週間がかりで懸命に奴っ子振りの道具を作ったのであった。

半てんは、大謀で使っている半てんを借りたり、鞍様の着用品や着物等も神社から借りて補ったり色々な面で花々ならぬ苦勞の數であつた。

その頃の鞍様は、馬に乗り奴っ子振りの数後について行列したものであり、中には馬に乗れない鞍様没がいたり、落馬した事も度々あつたものである。

思い出して今にしてみるとおかしさを感ずる面もあるが、當時にしてみると偉大な真剣そのものであつた。

当時の奴っ子振りの諸経費は、一般の方々から頂く祝儀をもってまかなつていた。(昭和二十三年)三十年、約二千万(一百万程度)であった。また、動員人数は、三十数名であつた。

昭和三十四年になって初めて奴っ子振りの半てんを三十人分購入した。この頃から奴っ子は顔には化粧をし、ひげをかく様になったものである。

前述のとおりこの奴っ子振りは南部から伝わったものであつたが、松前道にも非常に似ているところから大若青年会の会長(昭和二十八年)会長 榎野敏美氏)が鹿部稲荷神社に依頼し、福島町より鳴

海徳松氏を招き松前流大名行列奴

っ子振りの指導を受けた。この時初めて本式の道具を三島神社(七飯町)から借用して使つたものもある。(昭和三十九年四月、会員は二十七名)

昭和四十二年三月、大若青年会総会において会長に選出された能代順一氏は、これまでにあった奴っ子振りを鹿部村の郷土芸能として承継承すべく会員にはかり、会員の賛同を得たのであった。

昭和四十二年度祭典終了後、会長はじめ役員一同は鹿部稲荷神社神主浜村正三郎氏と道具購入について協議した。その年の十月、村教育委員会教育長松崎四郎氏へ相談し、二十万円を村へ要請した。こうして盛り上がりから青年会も活発な活動を展開し道具の購入についてその準備を着々と進めつつあつた。

一方、昭和四十三年度には村議会でも奴っ子振り道具購入助成について審議がなされ、助成が決定されたのであつた。

青年会役員は、二月から三月にかけて大岩の各地区へ出向き地域住民の協力を得るべく努力し、寄附をつつしたのであつた。この寄附は、大岩地区に止まらず鹿部地区、宮浜地区へも広がつた。

この年の五月十日、青年会の三段が京都へ出向き塚谷温泉所において道具を鑑定し、納期を六月二十日と定の契約金四十五万円を支

鹿部小唄(旧)

可憐いあの子に

つい、ほだされて

いつか温泉宿の 長逗留

ヨイサ ヨイサの 長逗留

一と宵、二夜じや語りもつきぬ

いつそ鹿部の 人となろ。

焼けた石から

萌え出る草木

わしも、気長に 待とうもの

ヨイサ ヨイサで

待とうもの

様と逢う夜は 涙鳴りさえも

ほんに憎らし やるせない。

浮いて流れる

軽石さえも

岸の花には チョイと戯れる

ヨイサ ヨイサで

チョイと戯れる

折戸川への その白百合は

杵な若衆に チョイとなびく

盆の月夜に

あの子と踊り

チョイと 心を ひいてみる

ヨイサ ヨイサで

ひいてみる

これさ 月夜だ お山が見てる

山の炬みは 火と燃えろ。

待つと 待たると

どちらが つからい
走る電車も もどかしさ

ヨイサ ヨイサの

もどかしさ

紅葉照る道 沿べに河辺

行けば鹿部の 湯の煙

海が覚れても

温泉の里めぐり

逢うてうれしい 夜々の夢

ヨイサ ヨイサの

夜々の夢

沖の光は空蘭あたり

わしの胸にも 灯をともし

鹿部橋附近



消費者
質問箱

相談

〔ケース①〕セールスマンに「困
では、消火器の設置を義務づけ
ている。備えていないと、罰金
ぐらいでは済まない」と言われ
購入した。数日後、設置義務は
ないことが分かり返品を申し出
たが、業者は、現金購入を理由
に応じない。
〔ケース②〕引越して三か月
ほどしたとき、セールスマンが
訪ねてきて「町会で消火器を販
売している。お隣りも購入した
と言うので、一つ買った。しかし、
町会とは関係がないことが分か
ったので解約を申し出たが、応
じようとしていない。
〔ケース③〕「消火器の点検と
アンケート調査に来た」と言う
ので、消防署から来たものと勘
違いし、消火器を購入してしま
った。返品したい。

回答

各家庭が、災害に対する備え
をすることは大切なことで、消
火器の設置もその一つといえま
す。
しかし、法的には、個々の家
庭に消火器の設置が義務づけら
れているわけではありませぬ。

■かたり商法■
不審に思ったら
名をかたる公的機関などに連絡を

も報告されていますので、気を
つけたいもの。消防機関の職員
は、消火器の販売や点検は行っ
ていません。
こうした悪質な業者やセール
スマンの言うなりになっている
と「市價より高値」なものを、必

要以上」に購入してしまうこと
がありますので、十分注意しま
しょう。後になって、かたり商
法だと気づき、解約や返品を
申し出ようと連絡しても、次の
ような理由から、結局、消費者
のほうがあきらめてしまう例が
多いようです。
▼セールスマンの「虚偽の説
明」は口頭なので立証が困難▼
商品を受け取り、代金を全額支
払った場合には、クーリングオ
フ(一定期間内なら解約できる
こと)は適用されない▼業者が
解約に応じない――などのため
交渉期間が長引き、わずらわし
さが増す半面、必需品でもある。
といったことから、そのままに
してしまふことが多いのです。
購入を勧められて不審に思わ
れた方は、消防署などにお問い
合わせください。

このほか、公的機関をかたる
ものに、「郵便局の指導で」など
といって表札を訪問販売する例
もよく見られます。家族の氏名
を表示するのは、郵便物などの
配達には望ましいことではありま
せん。強制的なものではありません。
なかには、代金だけを受
け取り、名前を書いた表札を届
けない悪質な業者も見られます
ので注意しましょう。

献血にご協力を！

〈心のかげ橋……献血を〉

血液は、どんなに科学が進歩しても人工的に造り出すことのできない神秘性をもっています。

献血は、ケガや病気等で血液が必要な時に、いつでも、誰でも、安心して輸血を受けるために非常に大切で、今、血液は不足しています。

社会の一員としての人間愛から健康な血液を自主的に提供しましょう。

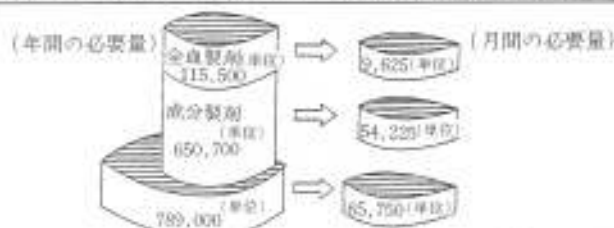
〈献血のできる人〉

- 健康な人ですと誰でもできます。
- 年齢が満十六才以上六十五才未満の方
- 体重が、男は四十五kg以上、女は四十kg以上の方
- 血液比重が一・〇五二以上の方
- 血圧が最高血圧一〇〇mmHg以上の方
- 前回の採血から一ヶ月以上経過している方

昭和五十九年度献血功労表彰者

- ◎日本赤十字社表彰
 - ・賞状有功章(五〇回以上)
 - 野口 政治、田名部弘勝
 - 工藤 敏行、松平 清教
- ・銀色有功章(三〇回以上)
 - 奥田 孝一、庄内 辰夫

年ごとに増加している道内の輸血必要量



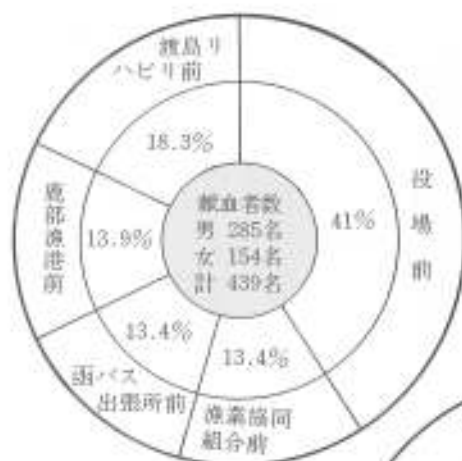
(このように多量の血液を必要としています。また、道内では一日におよそ 1,730単位(1単位 200ml)以上の血液が必要です。)

高橋 和夫、山田 豊司
野口ワジエ
◎南北海道献血推進協議会連合会
佐賀
渡島リハビリテーション
(敬称省略)

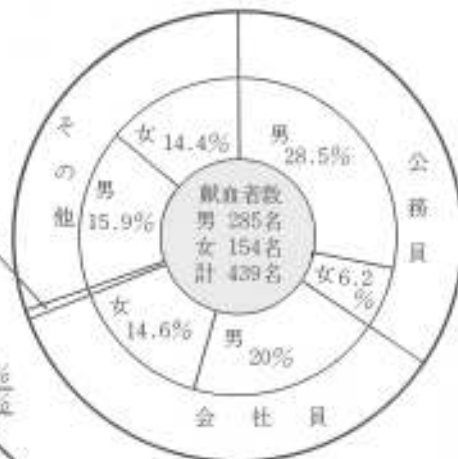
|| 広げよう献血の輪 ||

昭和58年度 鹿部町献血状況

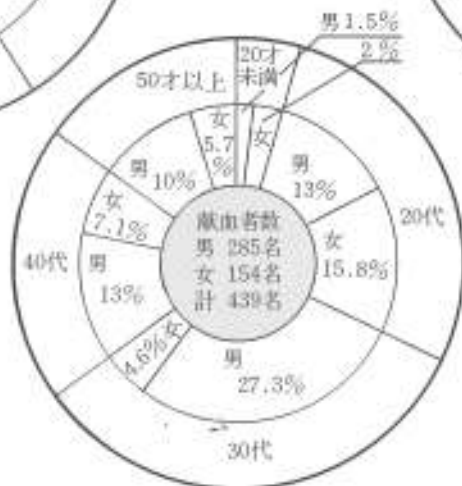
献血会場別表



献血者職業別表



献血年齢別表



献血者数
男 285名
女 154名
計 439名

献血者数
男 285名
女 154名
計 439名

献血者数
男 285名
女 154名
計 439名



ご存知ですか

国民年金の知識

-10-

国民年金 これだけは知っておきたい

-No.1-

☆国民年金と加入する人

国民年金は、私達が年をとった時(ケガのため障害者になったり、不幸にも生活の中心者が亡くして収入の道が閉ざされた時にも)年金を支給することによって所得の保障をすることを目的としています。

この制度は、みなさんの納める保険料と国の負担金をもとに国が責任をもって管理、運営してまいります。

国民年金に加入するためには、
 ①日本国内に住所があり、②二十才以上、③六十才未満であること、
 ④他の公的年金に加入していないことが条件です。

▼必ず加入する人(強制加入)

- ・ 商工業、農林漁業、医師、弁護士等の自由業者の人
- ・ 厚生年金に加入できない小さな企業や工場の労働者など、他の年金制度に加入していない人・及びその配偶者
- ▽希望で加入する人(任意加入)
- ・ 厚生年金や共済年金に加入している人の配偶者
- ・ 年金や恩給を受けることができる人とその配偶者
- ・ 国、都道府県、市区町村議会の議員とその配偶者
- ・ 民間部の大学生

あなたは
どの年金に
加入していますか

種別		対象者
公的年金制度	国民年金	高工業や漁業などの自営業、自営業、無職の人(配偶者)
	厚生年金	会社員(5人以上の事業所の従業員)
	船員保険	船舶の乗組員
	各種共済組合	国家・地方公務員等、私立学校教職員、農林漁業団休職員
	恩給	軍人などであった人、その遺族
	国会議員互助年金	国会議員
被用者年金制度		



☆保険料と納付方法

保険料は、六十才の誕生日の月の前月(二日生まれの人は前々月まで)に納付することとなります。

保険料は、五十九年四月から一ヶ月六、二二〇円で、年令・所得にかかわらず一律です。

また、希望する人は、一ヶ月に四〇〇円を上積みして納めます(付加保険料)将来、より多くの年金が受けられます。

年金保険料の納付方法は、国民年金係より送付される納付書で、お近くの金融機関、役場で納めていただきます。

更に、一年前納は、割引されます。

☆どうしても保険料を納められないときは

強制加入の方で、保険料を納めたくとも、家計が著しく困窮していることができなくなった場合、国民年金係に申請すれば保険料が免除される場合もあります。

免除期間に対する年金額は、三分の一に減額されますが、十年以内に、そのときのままの保険料で納付することができます。

⑤ 保険料は、未納のまま二年経過すると、時効により納められなくなります。納付期間(免除

鹿部町では

期間も含む)が不足すると、老令年金や障害年金などが受けられなくなりやすいため、ご注意ください。

加入のようす

強制加入者 一、八五三人
 任意加入者 一〇一人
 保険料納付額と年金受給のようす

- ◎納付額 九八、八二八千円
- ◎年金受給額
- ・ 提出年金
- ・ 老令年金 二二三、五八七千円
- ・ 障害年金 二二、〇八九千円
- ・ 母子年金 一一、五二六千円
- ・ 寡婦年金 一、五八〇千円
- 計一五八、七八二千円
- ・ 福祉年金
- ・ 老令年金 三九、八五九千円
- ・ 障害年金 一三、一六三千円
- 計六二、〇二二千円
- 合計二二〇、八〇六千円

わたしたちの町での「五十八年度」年金受給額は納付額の「二・二倍」となっております。

年金は、国費とわたしたちの納付した保険料でまかなっております。老後と、もしものことを考え保険料の納付は忘れないようにしましょう。

お知らせ



年末・年始の役場一般事務の休務について

年末年始の役場一般事務を次のとおり休務いたします。

十二月三十一日

(十二月二十九日午前中まで)
で執務いたします。

一月四日

(一月五日から執務)
(総務課)

水道凍結にご注意!

いよいよ本格的な冬となり水道凍結のおきやすい時期が到来しましたが、次のことに注意をし凍結防止をしましょう。

①おやすみ前や外出する際には防凍水栓栓の操作により水をおとしましょう。

尚、水栓栓の閉閉は、きつちりと止まるところまで操作して

下さい。中途で止めると漏水の原因となります。

②方が一凍結し熱湯等で凍結する時は、手ぬぐい、雑布等で保護をし、直接管に熱湯等をかけないようにご注意ください。

③それでも水が出ない時は、次のところへお電話下さい。

(凍結は有償です)

・役場水道課 ☎七二二二二

・複線設備 ☎七二二九五〇

・仰清水商事 ☎七二二二九九
(水道課)

法務局からのお知らせ

国籍法・戸籍法が改正されます

国籍法及び戸籍法が改正され、昭和六十年一月一日から施行されますが、その主な改正点は次のとおりです。

一、父母両系主義の採用

これまでは、原則として生まれた時に父が日本人でなければ、その子は日本人になれなかったのですが、昭和六十年一月一日からは、生まれた時に父母の一方が日本人であれば、その子は日本人となります。

二、二重国籍の防止・解消

父母両系主義を採用すると、二重国籍になる子が多くなりやす。例ば、韓国人夫、日本人妻の夫婦から生まれた子は、これまでは父親の韓国の国籍だけを取得しましたが、これからは、これに加えて母親の日本国籍をも取得して、二重国籍になります。改正法は、このような二重国籍の増加に対処するため、新たに次のような二重国籍防止のための制度を設けました。

(1) 国籍の留保制度の適用範囲の拡大

国籍の留保制度というのは、例えば、アメリカ合衆国やアラブ諸国などのように自国内で生まれた人に国籍を与えることとしている国(これを生地主権国といいますが)で生まれたことにより二重国籍になった子は、日本の国籍を留保する届出をしなれば日本の国籍を失うという制度です。これまでは、この制度は生地主権国だけに適用があったのですが、改正法はその適用を広げて、広く海外において出生により二重国籍となった場合にすべて国籍留保の届出を必要とすることにしています。先例の韓国人夫、日本人妻間の子が国外で生まれた場合にも、この制度が適用されることになりました。

この制度によれば、二重国籍者は、原則として二十歳になるまでに日本の国籍か外国の国籍のいずれかを選択しなければなりません。日本の国籍を選択する場合は、外国の国籍を離脱するか、又は「日本の国籍を選択し、かつ、外国の国籍を放棄する」旨の選択の宣言を市区町村長に届け出る事によってします。外国の国籍を選択するには日本の国籍の離脱を届け出る事によってします。

また、法律に定められた国籍選択の期限を過ぎても選択をしていないと、法務大臣から催告され、一ヶ月以内に選択をしないと自動的に日本の国籍を失うこととなります。

三、帰化条件の改正

これまでは、日本人と結婚した外国人の帰化条件(帰化するための最低条件)は、その外国人が夫であるか、妻であるか、居住の条件などに差異がありました。改正法では、これを同一にして、三年以上国内に居住していること(結婚が三年以上続いている場合には一年以上国内に居住していること)が必要になりました。この他これまでは、帰化申請者本人に独立の生活能力のあることが必要とされていましたが、改正法では、原則として世帯単位で生活能力が判断されることになりました。また、帰化の時に外国の国籍を失うことが必要とされる二重国籍防止条件についても、特別の事情がある場合には、例外として帰化が認められることとなっています。

四、届出による国籍の取得

父母両系主義は、昭和六十年一月一日以降に生まれた子に適用されますが、この日より前に生まれた子には適用されません。けれども、国際結婚をした日本人女性の子で、改正法施行の日(二十才未満であるもの)については、一定の条件の下で、施行後三年間に限り法務大臣に届け出る事によって日本の国籍を取得することができます。

五、国際結婚をした人の氏の変更

外国人と結婚しても、結婚した日本人の氏が変わらないのは、これまでと同じですが、改正法は、その人が希望するときは、結婚の日から六ヶ月以内に市区町村長に届出をすることによって外国人配偶者と同じ氏を名のることができるようになりました。

詳しいことは、両地方方法務局 ☎〇二二八二二二二七五一一 又は、その支局へお尋ね下さい。

賃金の最低額が 改定されました

労働者の賃金は、最低賃金法によって一日及び一時間の最低賃金が決められています。

この度、北海道労働基準局では、北海道に適用される最低賃金を次のように改定いたしました。

なお、使用者が最低額を守らずこれ以下の場合には処罰されることがあります。

(最低額には、精賃手当、通勤手当、家族手当は算入されません)

町制施行記念映画

「鹿部町新たな船出」
が完成しました

|| 貸出いたします ||

昨年の十二月一日の町制施行を記念して記念映画を製作していましたが、この度完成しました。これは、16mmの二十五分間映画と、これをVTRにしたものの二種類があり、教育委員会社会教育課(☎七三三二二四)で保管しています。

フィルム、テープは希望により貸出いたしますので、教育委員会社会教育課へお申し込み下さい。

北海道の最低賃金

(産業別最低賃金)

(昭和59年度改正)

最低賃金の件名	最低賃金額(円)		適用の範囲	発効年月日
	日 額	時間給		
食品製造業	3,656	457	ただし、次の者は下段の金額が適用されます。 (1) 手作業による洗浄、成むき、選別、包装又は箱詰め等の業務に主として従事する者。 (2) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者。	59.11.6
	3,261	408		
繊維産業	3,543	443	ただし、次の者は北海道最低賃金(下記)が適用されます。 衣服・その他の繊維製品製造業、メリヤス手袋製造業又は製綿業に係る業務に従事する者。	59.11.6
木材・木製品・家具・装備品製造業	3,734	467	ただし、次の者は下段の金額が適用されます。 (1) 家具・装備品製造業に係る業務に従事する者であって、雇入れ後6ヵ月未満の技能習得中のもの。 (2) 経木・同製品製造業、節ばし製造業又はアイスマックバー製造業に係る業務に従事する者。(機械の操作又は調整の業務に主として従事する者を除く) (3) 手作業により塗り、選別、補修、包装又は運搬、清掃、炊事その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者。	59.11.6
	3,298	413		
パルプ・紙・紙加工品製造業	3,884	486	ただし、次の者は下段の金額が適用されます。 (1) 加工紙製造業、紙製品製造業、紙製容器製造業(重包装紙袋製造業を除く)又はその他のパルプ・紙・紙加工品製造業に係る業務に従事する者。 (2) パルプ製造業、紙製造業又は重包装紙袋製造業に係る業務に従事する者であって、手作業によるこん包、選別又は運搬、清掃、炊事その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事するもの。	59.11.6
	3,311	414		
出版・印刷・同関連産業	3,785	474	ただし、次の者は下段の金額が適用されます。 (1) 印刷業に係る業務に従事する者であって、雇入れ後6ヵ月未満の技能習得中のもの。 (2) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者	59.11.6
	3,385	424		
窯業・土石製品製造業	3,737	468	ただし、次の者は下段の金額が適用されます。 手作業による包装、清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者。	59.11.6
	3,300	413		
機械・金属製品等自動車整備業を含む。道路運送車両法第77条の自動車分解整備事業を含む。	3,788	474	ただし、次の者は下段の金額が適用されます。 (1) 雇入れ後6ヵ月未満の者であって、当該職種に主として従事した期間が、技能習得期間を含め通算して6ヵ月未満のもの。 (2) 車上において小型電動工具又は手工具を用いて行う穴あけ、組立ておし合せ、みがき又は塗油の業務に主として従事する者。 (3) 清掃、整理、片付け、炊事その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者。	59.11.6
	3,305	414		
卸売業	3,565	446	ただし、清掃、片付けの業務に主として従事する事は北海道最低賃金(下記)が適用されます。 ① 小売業は北海道最低賃金(下記)が適用されます。	59.11.6
石炭鉱業	5,413		坑内作業に従事する者。 (坑外作業に従事する者は北海道最低賃金(下記)が適用されます。)	59.2.6
金属鉱業等	5,413		坑内作業に従事する者。 (坑外作業に従事する者は北海道最低賃金(下記)が適用されます。)	59.2.6

(地域包摂最低賃金)

上記の産業別最低賃金が適用されない労働者に適用

北海道	3,219	403	道内のすべての事業に働く労働者に適用されますが、上記の産業に働く労働者については、それぞれの産業別最低賃金が適用されます。	59.10.1
-----	-------	-----	---------------------------------------------------------------	---------

どかどか
西村 宗



問
私は、妻と二人暮らしで、
体も弱く度々入院しますが
今回は長期(三ヶ月間)入院し、妻
が付添いとして病院におりましたが、
その間、水道は全く使いません
でしたが、水道料金の請求があり
ました。
水道を全く使わなくても料金は
とられるのでしょうか。
(宇宮浜 一町民)



-31-

答
水道料金は、メーター使用
料、基本料金、超過料金で
構成されていますが、長期入院や、
出張等により長期不在で、水道
を全く使わない時は事前に「休止
届」を出す水道料(基本料金、
超過料金)はかからないようにな
っています。(メーター使用料は、
休止期間でもかかるとは)
ですから、長期不在や、その他
の理由によって水道を一時休みた
い時は、必ず「休止届」を出し
て下さい。(休止届は、口答でも
電話でも結構ですから、役場水道
課まで申し出て下さい。)
この休止届を出さなければ、全
く水道を使わなかった場合でもメ
ーター使用料と基本料金がかり
ますのでご注意ください。
また、水道の使用をやめた場合
で、廃止届をしていない時も同様
にメーター使用料と基本料金がか
かりますので、使用しなくなった

控がある時は、必ず廃止届をし
て下さい。
最近、水道料の滞納がふえています。
条例では、滞納水道料があ
る場合は水道の給水をとりにやめる
こととしておりますので、完納に
ご協力下さい。
(水道課)



川村 久子	氏名	天満 七三才	氏名	小林 由雄	氏名
八五才	享年	七三才	父	村橋 由雄	父
本鹿 別	住所	鹿部	住所	高橋 直達	住所
				高橋 公彦	住所
				高橋 史学	住所
				高橋 史学	住所
				高橋 史学	住所

世帯と人口

59.11.31現在
()は前月比です。

世帯数	1,343世帯 (0)
男	2,576人 (+3)
女	2,548人 (-12)
計	5,124人 (-9)

戸籍の窓

12月・1月の救急病院

12月23日...安田 医院 (七飯町) ☎0138637341	1月3日...望ヶ丘 病院 (七飯町) ☎0138638111
12月29日...尚仁堂 診療所 (大野町) ☎0138078105	1月6日...安田 医院 (七飯町) ☎0138637341
12月30日...佐々木 外科病院 (七飯町) ☎0138633520	1月13日...沢田 医院 (鹿部町) ☎0138(7)2105
12月31日...沢田 医院 (鹿部町) ☎0138(7)2105	1月15日...笹本 病院 (七飯町) ☎0138637131
1月1日...西谷 医院 (七飯町) ☎0138632330	1月20日...野本 医院 (大野町) ☎0138678140
1月2日...釜辺病院 美ヶ丘病院 (大野町) ☎0138078761	1月27日...達藤 医院 (七飯町) ☎0138672070

—診療時間は午前9時—午後4時—

発行/鹿部町 編集/企画管財課 製作/久保内印刷